

第 65 回

大阪市消費者保護審議会

議 事 録

令和 6 年 9 月 4 日

大 阪 市 市 民 局

第 65 回大阪市消費者保護審議会 議事録

日 時 令和 6 年 9 月 4 日（水）
午後 3 時～午後 5 時 10 分

場 所 大阪市役所本庁舎 5 階 特別会議室
（対面及び Microsoft Teams によるウェブ会議の方法により開催）

次 第

1 開 会

2 市民局区政支援室長あいさつ

3 委員紹介

4 議 題

- （1）審議会会長等の選出について
- （2）苦情処理部会の部会委員等の選出について
- （3）専門部会の部会委員等の選出について
- （4）本市をとりまく消費者行政の状況にかかる報告について
- （5）市民局運営方針における重点的に取り組む主な経営課題について
- （6）専門部会からの報告について
- （7）大阪市消費者教育推進計画について
- （8）その他

5 閉 会

出席者

(1) 委員 (15 名。※は web 会議により出席)

(敬称略・50 音順)

新 居 由 莉※	公益社団法人消費者関連専門家会議西日本支部啓発交流部会部会長
稲 本 雅 子	公募委員
上 田 希代子	公益社団法人全国消費生活相談員協会関西支部副支部長
北 村 嘉 成	近畿百貨店協会事務局長
佐 伯 知 子※	常葉大学教育学部生涯学習学科准教授
高 橋 克 明※	大阪商工会議所流通・サービス産業部課長
西 島 敦	日本労働組合総連合会大阪府連合会大阪市地域協議会副議長
張 洋 介	関西学院大学司法研究科准教授
番 田 晶 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会西日本支部副支部長
松 井 和 彦	大阪大学大学院高等司法研究科教授
松 井 元 子※	京都府立大学名誉教授
松 尾 善 紀	弁護士
松 永 由 美	公募委員
水 野 吉 章※	関西大学法学部教授
薮 田 雪 子※	認定特定非営利活動法人大阪NPOセンター事務局次長

(2) 市側

市民局区政支援室長	小 林 卓 示
市民局区政支援室地域安全担当部長	宮 崎 良 宣

(3) 事務局 (大阪市消費者センター)

所長	姫 野 洋 二
副所長	木 田 学
副所長	松 下 誠 司
担当係長	西 口 貴 史
担当係長	積 光 利 枝
担当係長	竹 内 夏 子

(4) 傍聴者 1 名

第 65 回消費者保護審議会

○司会

お待たせいたしました。ただ今から第 65 回大阪市消費者保護審議会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は本日の司会を務めさせていただきます、消費者センター担当係長の西口でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、15 名の委員に出席していただきまして、大阪市消費者保護審議会規則第 6 条第 2 項により、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

本日の会議の公開・非公開についてですが、「大阪市消費者保護審議会運営要領」第 3 条により、原則公開とされておりますが、議題（7）大阪市消費者教育推進計画については、計画内容を審議・検討するものであり、その情報が公開されると、外部からの影響を受けることなどにより、自由かつ率直な意見を述べるのが不可能となります。大阪市消費者保護審議会運営要領第 3 条第 1 項ただし書きの「会議を公開することにより円滑な議事運営が著しく阻害され調査審議の目的が達成できないと認められるとき」に該当するため、非公開といたします。

公開で行いました審議会の内容は消費者センターのホームページなどに掲載し、公表させていただきますこととしております。

なお、現在、傍聴者は 1 名でございます。

本会は行政運営の透明性の向上などを目的に公開により運営されることとされておりますが、傍聴者の皆様方におかれましては、お示ししております大阪市消費者保護審議会運営要領の遵守事項等につきまして、ご理解・ご協力をお願いします。

また、議題（7）審議の際には退出していただきますようお願いいたします。その際は改めて事務局の方から連絡させていただきます。

本審議会は、8 月 19 日付けの委員改選後、初めての審議会となります。8 月 18 日までの前任期の期間中に、人事異動等で委員を交代されておられ、この審議会が初めての方や今回の委員改選で、新たに委員に就任していただいた方もおられます。

まず、開会にあたりまして、本市を代表いたしまして小林市民局区政支援室長からごあいさつ申し上げます。

○小林区政支援室長

大阪市市民局区政支援室長の小林でございます。

委員の皆様方には、平素から消費者行政をはじめといたします市政各種にわたりまして、多大なご理解、ご支援賜りまして本当にありがとうございます。

また、本日はご多用のところ、本審議会への直接のご出席、あるいはウェブでのご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。重ね重ねお礼申し上げます。

本日は先ほどもございましたけれど、先月の委員の改選後初会合でございまして、ご継続いただきました方々も含めまして、19名の方々にご就任いただいております。

任期は2年となっておりますけれども、令和5年に新たに策定いたしました消費者教育推進計画の第2期計画策定などの重要な課題もございます。

何卒お力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、もう皆様ご承知の通り、釈迦に説法でございますけれども、私たちの生活を取り巻く昨今の環境は、インターネットの発達やデジタル化の進展、高齢化、経済のグローバル化の進展等々、本当に大きく変化しております。

またそのスピードも目覚ましいものがございます。これらは私たちの消費生活の面でも大きな影響を及ぼしておりまして、消費者センターに寄せられております相談件数、ここ数年は新規の相談だけで2万件もの数字で推移しておるところでございます。

私どもも委員の皆様方からのご助言お知恵を頂戴しながら、事業者指導の強化を図るなど消費者被害の未然防止、そして拡大防止、被害者救済に鋭意取り組んでまいるところではございますが、依然として増加傾向にあります。

インターネット通販によります詐欺的定期購入商法をはじめまして、消費者の皆様方の被害が絶えない状況となっております。

本日はお手元の会議次第にもございますように、まずはじめに会長、各専門部会委員の皆様方の選出をお願いいたしまして、その後、(8)その他に至りますまで8つの議題項目を挙げさせていただいております。

その中で(7)のところでは、前回の当審議会におきましてご説明させていただきました、

来年度、令和7年度からの計画期間となります第2期の消費者教育推進計画の策定にかかりましてのご審議をお願いしたいと存じております。

この第2期計画の策定にあたりましては、短期間でのご審議をお願いさせていただくことになり、誠に恐縮ではございますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

最後に委員の皆様方には本日ご多忙の中、ご出席賜りましたことに改めて感謝申し上げますとともに、本日も是非とも忌憚のないご意見を賜りまして、本市の消費者行政に関わり、引き続きのお力添えを賜りますよう、心からお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

冒頭、ちょっと不手際がございまして、申し訳ございませんでした。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会

続きまして、ウェブ会議における注意事項をご説明いたします。

本日は15名の委員の方に出席いただき、うち6名がウェブにてご参加いただいております。

ウェブで出席の委員はカメラをオンにして音声はミュートにさせていただきますようお願いいたします。

発言される場合は、画面にある挙手ボタンでお知らせいただければ、こちらよりご指名いたしますので、ミュート解除の上ご発言をお願いいたします。

なお、挙手ボタンがうまくいかない場合などは、実際に画面に映るように挙手いただければ結構ですが、司会が気づかず進行してしまった場合はお声がけをお願いいたします。

次に委員の方々を紹介させていただきます。

資料として50音順の委員名簿をつけさせていただいておりますので、その名簿に沿って順に紹介させていただきます。

恐れ入りますが、一言ご挨拶をお願いいたします。

新居委員でございます。

○新居委員

消費者関連専門家会議で、西日本の啓発交流部会を務めております。新居と申します。

前任だと植村が担当させていただいたと思いますけれども、今回は私の方で対応させていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○司会

ありがとうございました。

続いて稲本委員でございます。

○稲本委員

稲本雅子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。委員に選出させていただいてありがとうございます。何かお役に立てるように努力したいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○司会

続きまして、上田委員でございます。

○上田委員

全国消費生活相談員協会の上田と申します。私は他市で相談員をしております。現場の声を是非皆さんにお届けできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

続きまして、北村委員でございます。

○北村委員

近畿百貨店協会の北村と申します。

今年の5月に事務局に就任いたしまして、今回初めて参加させていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

続きまして佐伯委員です。

○佐伯委員

常葉大学の佐伯と申します。

2期目となります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

続きまして、高橋委員でございます。

○高橋委員

大阪商工会議所の高橋でございます。

前任の井上の方が任期終了となりましたので、ちょっと軽輩ではございますが、私が本年は務めさせていただきます。

よろしくお願いします。

それとですね。

会場の音が司会進行の方の声はよく聞こえるのですが、ご出席のほかの司会進行以外の委員の方のお声が、ちょっとボリュームがすごく小さくてですね。

なんかしゃべっておられるのはわかるのですが、ちょっと中身が聞こえる音量じゃないので、ちょっとそちらご調整いただけたらと思います。

よろしくお願いいたします。

○司会

はい、わかりました。

○木田副所長

事務局です。不手際で申し訳ございません。マイクの調子がよくないようです。

現在、不具合のないマイクを1つだけ使ってお話しておりますので、ちょっと会場の声が拾いにくくて、かなり音声が小さくなっている状況でございまして、今手を尽くしまして、機

器調整を同時並行で行っております。すみませんが、しばらくご迷惑をおかけします。

○司会

それでは続けさせていただきたいと思います。

○司会

続きまして西島委員でございます。

○西島委員

日本労働組合総連合会大阪府連合会大阪市地域協議会で副議長を務めさせていただいている西島です。

出身単組は阪神電鉄労組です。

どうぞよろしくお願い致します。

○司会

続きまして、張委員でございます。

○張委員

関西学院大学から来ました張と申します。

よろしくお願いします。

○司会

続きまして番田委員でございます。

○番田委員

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の西日本副支部長をやっております番田と申します。

相談員をやっております。

○司会

続きまして松井和彦委員でございます。

○松井和彦委員

大阪大学大学院高等司法研究科から来ました松井和彦と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

続きまして松井元子委員でございます。

○松井元子委員

消費者教育推進計画でお世話になっております。

京都府立大学の松井元子です。

よろしくお願いいたします。

○司会

続きまして松尾委員でございます。

○松尾委員

こちらただいまご紹介いただきました。

大阪で弁護士しています松尾といいます。

今回の8月から新任ということで、お世話になることになりました。

私、26年間大阪で弁護士をしております、日弁連とか大阪弁護士会で、消費者保護委員会に所属をしていろいろ活動をしてきました。

地元大阪市は、おそらく皆さん地元にいるから分かりづらいのかもしれないんですけども、全国的に見て大阪市の消費者行政の質の高さっていうのは、全国的に知れ渡っております、全国の消費者行政の人たちが、お手本というか、モデルにするという形で、大阪の消費者行政のやり方を教えてくれと、全国から、東京からも言われることがあるくらいです。

私自身は、消費者行政というよりは、むしろ、民事的な救済活動を中心に行ってきたのです

けれども、今回はこういう形で、審議会の方に参加させていただくことになりまして、いろいろ勉強させていただくことは勿論、あと、私が持っている知識と経験を活かして、皆様のお役に立てればなと思っておりますので、よろしくお願いします。

失礼します。

○司会

続きまして松永委員でございます。

○松永委員

今回公募委員にさせていただきました松永と申します。

百貨店にずっと勤めておりまして売る側でしたけれども、今は相談員としてもう1回百貨店に勤めております。

先日SNSの被害に遭いそうになりまして、ちょっと腹立たしいので、こちらの方にご応募させていただきました。

よろしくお願いいたします。

○司会

続きまして水野委員でございます。

水野委員、聞こえておりますでしょうか

○水野委員

すいません。かろうじて聞こえております。

○司会

水野委員、一言ご挨拶をお願いします。

○水野委員

関西大学の水野と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会

薮田委員です。

○薮田委員

はい大阪NPOセンターの薮田と申します。

石地からの引継ぎで初めてさせていただくことになりました。

よろしくお願いいたします。

○司会

なお、本日加藤委員、谷田委員、永井委員、森委員におかれましては欠席されております。

また、前任で事業者の代表として日本チェーンストア協会から委員を任用しておりましたが、推薦依頼について協会側と調整中で現在のところ空席となっております。

次に消費者センターの出席者をご紹介します。

○司会

小林市民局区政支援室長でございます。

○小林区政支援室長

小林でございます。

改めましてどうぞよろしくお願いいたします。

○司会

宮崎地域安全担当部長でございます。

○宮崎地域安全担当部長

宮崎でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

姫野所長でございます。

○姫野所長

姫野でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

続きまして木田副所長でございます。

○木田副所長

副所長の木田でございます。

ちょっといろいろご迷惑をおかけして申し訳ございません。

○司会

松下副所長でございます。

○松下副所長

松下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

積光担当係長でございます。

○積光担当係長

積光です。よろしくお願いいたします。

○司会

竹内担当係長でございます。

○竹内担当係長

竹内です。よろしくお願いします。

○司会

以上で紹介を終わらせていただきます。

それでは議題に行く前に配付資料の確認をさせていただきます。

ご参加の委員には資料の方メールで送付させていただいています。

それでは、お手元の資料の方、ご確認よろしく願いいたします。

まず1枚目配付資料一覧。

続きましてページめくって会議次第。

3枚目に配席図。

4枚目に大阪市消費者保護審議会委員・幹事名簿。

続きまして

資料1 消費者センター事業。

資料1の別添としまして、令和5年度消費生活相談のまとめ。

資料2－1 令和5年度市民局運営方針。

資料2－2の令和6年度運営方針。

資料3－1 大阪市消費者教育推進計画（第2期）の策定について（案）

資料3－2 第2期計画素案に反映した主な内容

資料3－3 大阪市消費者教育推進計画（第2期）の概要

資料3－4 大阪市消費者教育推進計画（第2期）（素案）

資料3－5 大阪市消費者教育推進計画（第2期）の策定スケジュール

となっております。

よろしくお願いします。

会場参加者のお手元にありますファイルは規程集で、当審議会に関する基礎的な条例・規則等について綴じているものです。次回以降も繰り返し使用したいと考えていますので、会議終了後席に置いてお帰りくださいますようお願いいたします。

それでは議事に入ってまいります。

今回は新たな任期のもとでの最初の審議会になりますので、会長及び会長代理を選任いたします。

議題（１）審議会会長等の選出については、事務局の木田が進行させていただきます。

○木田副所長

副所長の木田です。

今WEB参加の方、音聞こえていますでしょうか。

今音を切り替えましたので、どうでしょうか。

聞こえていますでしょうか。それでは続けさせていただきます。

議題（１）の審議会会長の選出ですけれども、お手元のファイルの規程集の３大阪市消費者保護審議会規則をご覧くださいと思います。

第２条第１項の規定によりまして、会長は委員の互選によりこれを定めとなっております。

どなたかご推挙いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

特に意見が無いようでしたら、事務局よりご提案させていただいてよろしいでしょうか。

そうしましたら、法律に造詣が深く、また前任期の審議会において会長代理として会議を運営いただきました松井和彦委員に会長をお願いすることを提案したいと思います。

皆さんいかがでしょうか。（異議なしの声）はい。ありがとうございます。

それでは異議なしということで、松井和彦委員に本審議会会長にご就任いただきます。

ご就任にあたりまして・・・

○松井和彦委員

松井和彦ですが、これはそのまま話して大丈夫ですか。

その前の木田さんのお話がどこまでオンラインで入っていたのかわからないのですが、選任の手続きのところが聞こえてなかったとすると、手続き的に大丈夫かどうか不安なので、聞こえるところでもう一度今のくだりを繰り返していただいた方が安心ではないかと思います。

○木田副所長

そうですね。

聞こえていなかったかもしれないので、説明をもう 1 回させていただきます。

大阪市消費者保護審議会の会長の選任ですが、会長は委員の互選により定めることになっておりまして、どなたかご推薦いただきたいということで、はたらきかけさせていただきました。

皆さん聞こえていますでしょうか。

それでご意見が無いということで事務局からご提案させていただいたのですが、前任期で会長代理を務めていただき、法律の造詣が深い松井和彦委員を会長にご提案させていただこうと思いますが、再度皆さん異議がないかどうかお聞きしてよろしいでしょうか。（異議なしの声）

はい。

そうしましたら、くだりのところをご承認いただきましたので、改めてすみませんが、会長の方から一言よろしくお願いいたします。

○松井和彦会長

この度、本審議会の会長に就任することになりました、大阪大学大学院高等司法研究科、一般にはロースクールと呼ばれているところですが、におります松井和彦と申します。

私の専門は民法でありまして、その延長線上で消費者保護について少しだけですけれども消費者保護を勉強いたしまして、とは言いましても消費者保護をめぐる課題というのは、民法、民法プラスアルファの部分にとどまらないわけでありまして、そういう意味ではまあ、私自身はその数多くの消費者問題、あるいは現状の課題のごく一部をかじっているだけということに過ぎませんけれども、そういうわけで、非常に甚だ頼りのない会長ではないかと思いますが、しっかり努めてまいりたいというふうに思っております。

ぜひ皆様方のお力添え賜りますようよろしくお願い致します。

以上です。

○木田副所長

はい、ありがとうございます。

また、審議会の規則では、会長に事故がある場合は、あらかじめ会長が指名する会長代理がその職務を代行することとなっておりますので、松井会長に、会長代理のご指名をお願いしたいと存じます。

○松井和彦会長

それでは、私からは張委員を指名させていただきます。

○木田副所長

ありがとうございます。

そうしましたら、張委員に会長代理をお願いいたします。

以後、議事進行につきましては、松井会長の方をお願いしたいと思います。

松井会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○松井和彦会長

はい、それでは議事の方を進めて参りたいと存じます。

議題（２）苦情処理部会の部会委員等の選出についてでございますが、当審議会は大阪市消費者保護条例の第 33 条に基づきまして、専門的な判断が必要な場合など、大阪市消費者センターによるあっせんでは解決が困難な相談について、あっせんや調停を行うため、苦情処理部会を設けております。

この苦情処理部会の部会委員並びに部会長につきましては審議会規則第 3 条第 1 項及び第 2 項に基づきまして、会長が指名するとしておりますので、私から指名をさせていただきますと存じます。

苦情処理部会の委員につきましては、新居委員、上田委員、北村委員、張委員、番田委員、松尾委員、水野委員以上の 7 名の委員を指名いたします。

また部会長につきましては、水野委員をお願いいたします。

ただいまご指名いたしました委員の方々にはお忙しいところ誠に恐縮ですがよろしくお願いいたします。

それでは苦情処理部会の部会長に就任いただきます水野部会長から審議会規則第 3 条第 4 項に基づき、あらかじめ部会長代理についてご指名いただきたいと思います。

○水野苦情処理部会部会長

はい、それでは私の方からは部会長代理を指名させていただきます。

部会長代理については松尾委員を指名させていただきます。

部会の皆様方にはご協力のほどよろしくお願いします。

○松井和彦会長

ありがとうございました。

それではただいま決定しました方々に、苦情処理部会の運営をよろしくお願いしたいと存じます。

それでは、次の議題（３）専門部会の部会委員等の選出について、こちらの方に進んでまいります。

当審議会におきましては、審議会での議論をさらに進めるために会長が必要と認めるときには、審議会に専門部会を置くことができることを定めました消費者保護審議会規則第４条に基づき、消費者教育部会を設置し、専門分野の委員を中心に議論を進めております。

消費者教育部会の委員並びに部会長につきましては審議会規則第４条第２項に基づきまして、会長が指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきたいと存じます。

消費者教育部会の委員につきましては、加藤委員、佐伯委員、高橋委員、松井元子委員、森委員、以上の５名の方々を指名させていただきます。

また部会長につきましては、松井元子委員にお願いしたいと存じます。

それでは消費者教育部会の部会長にご就任いただきます松井元子部会長から大阪市消費者保護審議会消費者教育部会設置要領第３条第４項に基づき、あらかじめ部会長代理についてご指名いただきたいと思います。

○松井元子消費者教育部会部会長

松井です。よろしくお願いします。

それでは私の方から部会長代理を指名させていただきます。

部会長代理につきましては、森委員を指名させていただきます。

部会の皆様方にはご協力のほどよろしくお願いいたします。

○松井和彦会長

ありがとうございました。

それではただいま決定しました方々に消費者教育部会の運営をよろしくお願いいたしますと存じます。

具体的な審議事項につきましては、本日の議題（７）消費者教育推進計画など、主に高齢者と若年者を対象とした消費者教育についてということですが、消費者教育部会において、すでに審議を進めていただいております。

その審議内容につきましては、後ほど松井元子部会長からご報告をいただきたいというふうに思っております。

続きまして議題の（４）本市を取り巻く消費者行政の状況にかかる報告について、こちらに進んでまいります。

これにつきましては、まず事務局からご説明をいただきたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

○木田副所長

すみません。事務局の副所長の木田でございます。

議題（４）の本市を取り巻く消費者行政の状況にかかる報告についてということで、事務局からご説明をさせていただきたいと思っております。

WEB参加の方は画面の方で、資料の方を共有させていただいて追って説明させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

画面共有いたしますのでしばらくお待ちください。

画面切りかわりましたでしょうか？

はい。そうしましたら、こちらの資料１に基づきましてご説明させていただきたいと思います。

資料ですけれども、全体を説明いたしますと、構成的には１ページ目が令和５年度の消費者

啓発事業ですね。これについて書いております。

2 ページ目の方が令和 6 年度の 4 月から 7 月、今年度の 4 か月間の実績ということで書いてあるものになります。

中身の方に入っていきたいと思います。

当センターにおける消費生活に係る情報提供、それから情報発信についての事業結果のご報告ということになります。

消費者被害の未然防止はもとより消費者市民社会の形成に向けまして、自立した消費者市民の育成と消費者被害の防止を図るために、消費生活に関する教育・啓発事業や情報提供事業を行っているところでございます。

上から、令和 5 年度、1 番上に電子ビラの配布というのがございます。

こういうのをやっております、エルちゃんのトラブルバイバイニュースということで電子ビラの配布を行っております。

こちらは相談の数が増えているような、消費者トラブルの事例や、最新の注意喚起の情報などを簡潔に市民に分かりやすく情報発信しております。

手法につきましては、電子メールを利用しまして、配布箇所数につきましては、こちらに書きますとおり、185 か所プラス区役所、福祉課等 52 か所、それから配信回数については、7 回行っておるところです。

こちら昨年度の実績になりまして、今年度につきまして同じ箇所数やっっているところなんです。こういうのをやりつつ、その次の欄にありますように、この電子メール以外になりますけれども、SNS ですね。フェイスブックなどの SNS も活用して広く情報発信を行ってきたところなんです。

続きましてこういう情報発信以外で、センターが行う講座について、真ん中のところ書いていますけれども、消費者月間講演会と上から 3 つ目に書いているところがございます。こちらの消費者月間が 5 月になりますけれども、この 5 月に大阪府と連携して講演会を開催しているところなんです。

昨年度は、「キャッシュレス時代の消費者被害の防止策」というもので、こういうことを書いております。

ネット系、デジタル系のことを取り上げることが最近増えているところなんです。

この他に、大阪府の話が出ましたが、大阪府との連携ということで、この講座以外に共同で

「くらしすと」という生活に役立つ情報誌を作成して啓発活動、啓発の情報発信を行っているところです。

これらが大阪府と連携している講座の取り組みになりますけれども、大阪市消費者センター単独で、どんなことをしているかと言いますと、その消費者月間の下のところエルちゃん
のわんデー講座というのがあります。

こちらにつきましては最新トピックスなどを取り上げまして、昨年度年間で5回を実施して、全部で154名の方にご参加いただいております。

1講座あたりだいたい30名ぐらいのご参加をいただけたというところです。

こちらの講座につきましては、最新トピックスを取り上げておりまして、最近ではスマートフォンであったり、キャッシュレスの決済とかですね。あるいはそういう金融リテラシー、金融教育が最近、本当に盛んですけど、そういうことに関するものでしたり、また食品表示といったところに興味が、特に人気があるというか、参加者が割と集まりやすい講座になっているところなんです。

昨年度5回やりまして、令和6年度については、第1回目は7月に省エネとか節電というテーマで取り上げて、やっておるところです。

36名の方に参加をいただいております。

続きましてですね。

講座関係ということで、見学講座、地域講座というのがあります。

見学講座については今年度についてはまだないですけども、昨年度は2回ですね。

124名に受講いただいております。

具体的に何をやったかと言いますと、こちらは市内の中学生に来ていただきまして、センターの中の見学と消費生活相談員による講座を実施しているというものになっています。

続きまして。

その下に地域講座の実施というのがあります。

こちらについては昨年度はですね、計60回1,113人に受講いただきましたところなんです。

令和5年から、昨年の5月からですね。

新型コロナウイルスが5類移行ということで、地域の方でもやはりその活動が再開されたということがございますのでその前の令和4年度と比べまして回数とか受講者が大幅に増加したというふうになっております。

ちょっと参考ですけども、4 ページ目に地域講座の開催状況というのがございます。

こちらを見てくださいますと下の方に合計数を書いているのですけれども、昨年度は1,113 人で60 回、令和4 年度29 回で587 人ということで、やっぱり5 類移行ってというのがあったんですけども、まあ回数・人数、ほぼ倍になっているぐらいの活動で、かなり増えたという実績がございます。

講座の受講者の方からは、「トラブル対処法が身についた」とか「ある程度身につきました」と答えていただいた受講者の方が、96% ぐらいの方にご回答をいただいているところでございます。

こちらの講座につきましては、今年度も引き続きやっているところでして、4 月から7 月の3 か月間ですけども、昨年度がかなり急激に増加したっていうのがありますので、昨年度ほど回数・人数ともそこまでは至ってはおりませんけれども、現在では15 回で、206 名の方に受講頂いております、今月9 月以降も多くの方の予約をいただいているというところでございます。

あと続きまして講座関係で言いますと、

ちょっと1 ページ目に戻りまして。

下から2 段目に高齢者のところの見守りネットワーク活動というところがございますけれども、見守り講座ということで、こちらは高齢者の見守り活動を行っている方向けの講座ということで、この講座は昨年度17 回657 人の方に受講いただいております。こちらの方は昨年度と同じくらいのペースで受けていただいております、今年度も引き続き多くの方に受講いただいております。

最後になりますが、このような講座のように直接的にお伝えする対面の講座以外にも、若年者、高齢者向けのパンフレットだったり、消費者教育用の教材を作成して市内の中学校であったり、高齢者の方、一般の方には、区役所に配架するなど手に取っていただけるように配布しているところです。

啓発事業につきましては、令和4 年とか3 年とか、そのあたりはコロナの影響がありまして、中々対面直接的なものができなかった部分があったんですけども、活動が再開したということで増えている状況です。

コロナ禍では、主にインターネットやSNSとか非接触型のものが中心であったのですが、それでも講座を開催してきたということで今後、その経験も生かしながら、対面や交流形式の対応を、状況に応じて使い分けることによりまして、より効果的な取り組みになるように留意して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

啓発については以上ということになります。

よろしくお願い致します。

続きまして、消費生活相談につきましては、副所長の松下から説明の方をさせていただきたいと思います。

○松下副所長

松下です。よろしくお願い致します。

続きまして、「令和5年度消費生活相談のまとめ」についてご説明させていただきます。

これは、昨年度に寄せられた消費生活相談の内容や特徴とともに、本市の対応についてとりまとめたもので、本年6月26日付けで、本市ホームページで公表し、報道発表しております。

大阪市消費者センターでは、大阪市内にお住まいの消費者の方から、商品の購入やサービスの提供の契約等に係る様々な消費生活上の問題についての相談を受け付け、消費者の利益擁護の観点から、問題解決のための助言や、事業者に対して解約や返金等を求める「あっせん」を行っています。また、大阪市消費者保護条例に基づく事業者指導とも密接に連携して、消費者被害の救済と未然防止に努めております。

2ページをご覧ください。昨年度に寄せられた相談は全部で19,834件で、これまでに年間2万件前後の多数の相談が寄せられています。

これは政令市でもトップレベルと認識しております。

2の「主な相談内容と本市の対応」につきましては、被害が顕著で問題のある商法に関する相談で、本市が重点的に対応すべき課題として取り組んだものを中心に記載しております。本日はそのうち3つを取り上げてご説明させていただきます。

まず、(1)「『詐欺的定期購入商法』に関するもの」でございます。

「詐欺的定期購入商法」に関する相談が令和元年度に急増して以降、令和3年度にはいったん減少したものの、令和4年度には再び急増して過去最高となり、令和5年度にも1,091件寄せられました。

主な手口は、スマートフォンでSNSや動画サイト等を閲覧中に、美容液、育毛剤やサプリメント等の「シワやシミを改善したい」、「薄毛が気になる」、「痩せたい」といった消費者の心理に付け込むような広告が現れ、定期購入が条件であることは一切表示せず、「お試し価格」「定期縛りなし」などと表示して公式サイトに誘導して、定期購入が条件となっている契約の申込みをさせて高額な支払いをさせるものです。

スマートフォンでは、いきなりチャット形式の申込み入力画面が現れ、定期購入であることや解約の方法・条件が記載された公式サイトの広告の部分は一切表示しないように巧みに設定されている手口が後を絶ちません。

最近では、テレビショッピングによる「詐欺的定期購入商法」も見られます。いずれも消費者の不注意によるものとは言えず、確信的に消費者を騙す悪質な手口です。

若年者だけではなく、50歳代から70歳代の被害が増加しており、スマートフォンを持つ高齢者の被害も見受けられるため、注意が必要です。

本市では、精力的にあっせんに取り組み被害救済を図るとともに、消費者保護条例に基づく事業者指導を行っています。

さらに、こうした「詐欺的定期購入商法」の決済手段として、クレジットカード情報を入力することなく、気軽に申込みことができる後払い決済サービスが広く利用されていることから、令和3年度には、後払い決済サービスの業界団体に対して、問題点を指摘し適正な加盟店管理を要請するとともに、令和5年度には後払い決済サービス会社に対して、大阪市消費者保護条例に基づく与信契約に係る事業者指導を実施いたしました。

引き続き、後払い決済サービス会社に適切な対応を求めるとともに、個別のあっせん案件の被害救済においても対応を要請し、「詐欺的定期購入商法」の被害を絶対に発生させないように、強い姿勢で取り組んでおります。

次に、5ページの方をご覧ください。オ「『展示会商法』による高齢者に対する着物等の次々販売」でございます。

高齢者を展示会に誘い、着物等を次々と販売する「展示会商法」は、15年以上前に大きな社会問題となり、その後相談件数は減っていましたが、依然として一部の事業者による被害

が続いています。最近では総額でお一人1億円を超えるケースもあり、被害が高額化しています。

寄せられた相談の内容は多岐に渡りますが、「見るだけでよい」などと言って高齢者を展示会に誘い、高額な着物や宝石、健康器具などを次々と販売するという事案が多く見られます。認知症や認知機能が低下した高齢者に対して次々と販売する事案もあります。わずかな年金収入しかない高齢者に対して、分割により支払い能力を超えた契約をさせ、多額の割賦の支払いで生活が破綻した高齢者からの相談も寄せられております。

なかでも、「きもの松葉」による被害は顕著であり、令和2年9月には、大阪市消費者保護審議会に「認知機能が低下した高齢者に対する着物等の次々販売に係る紛争案件」のあっせん・調停を付託し、委員の先生方には大変ご尽力いただきまして解決を図り、令和3年6月29日付けで審議会による報告書を公表しました。

令和3年度及び4年度には、大阪市消費者保護条例に基づく勧告を3度にわたり実施するとともに、この勧告に従わないことから、同条例第32条第1項に基づき、事業者の名称その他必要な情報を公表しました。

一方で、以前は大阪市消費者センターの「あっせん」に対して合理的な解決を行わない姿勢を示していましたが、大阪市消費者保護審議会によるあっせん解決をきっかけに、令和3年度以降に「あっせん」を実施した全ての案件で今後の割賦の支払いをなくし、ほとんどの案件で、既に支払った代金の全部又は一部が返金されています。こうした取組みの結果として、「きもの松葉」は大幅に営業を縮小し、令和5年3月時点では大阪市内から全ての店舗を撤退するに至りました。

着物や宝石の展示会商法による次々販売を行う事業者に対しては、「あっせん」に積極的に取り組んでおり、その際には、過量販売の要件などが具体的に示された、審議会の報告書を相手方事業者に必ず示すなどにより活用し、大きく成果を上げてきております。

また、令和5年度には、大阪市消費者保護条例に基づく事業者指導を2件実施しました。

次に、7ページをご覧ください。（3）「エステティックサービスに関するもの」でございます。

エステティックサービスに関する相談は597件と、急増した令和4年度に続き多く寄せられました。

最近では、脱毛エステが「通い放題」として高額な契約の勧誘をしながら、契約書面には限定的な期間・回数と高額な単価を記載し、その期間・回数の経過後は中途解約に応じないという、特定商取引法が定める中途解約のルールを逸脱する不当な手口が目立っています。

「通い放題」は、契約者数がどんどん増加する一方で、次第に予約が取れなくなる破綻必至の商法であるため、事業者の倒産が相次いでおり、相談が急増したものです。

個別クレジットによる契約も多く、本市では、「あっせん」等を通じて信販会社に対して割賦販売法に基づく対応を強く求めています。

また、これまでに、エステティックサービス事業者に対して、大阪市消費者保護条例に基づく事業者指導を実施してきました。

次に、10 ページをご覧ください。3 「消費生活相談による消費者被害の救済と未然防止」についてご説明させていただきます。

悪質商法の被害を受けた場合をはじめ、様々な相談に対して、問題解決のための考え方や適切な方法を助言します。助言だけでは解決しない問題で消費者センターの介入が必要な案件については、消費者の利益擁護の観点から、消費者の方と事業者との間に入って、事業者に対して解約や返金等を求める「あっせん」を実施し、消費者被害の救済を図っています。

11 ページをご覧ください。令和4年度には、「あっせん」を1,551件実施し、うち1,368件をあっせん解決しました。返金を受けたり、支払いを免れることにより、総額で約2億3千万円の被害を回復し、4年連続で2億円を超えました。

あっせん事例としまして、重点的な課題として取り組んできました3つの事例を記載しておりますが、2つ目の「高齢者に対する着物の次々販売」では、総額約1億2千万円にのぼる契約であり、相談を受けてから約3か月で、4,500万円の返金と約2,500万円の残債放棄の合計約7,000万円の迅速な被害回復を図ったものです。

12 ページの方には、(4)「大阪市消費者保護審議会によるあっせん」についても記載しております。

最後に、13 ページをご覧ください。4 「大阪市消費者保護条例に基づく事業者指導の実施」についてご説明させていただきます。

消費者保護条例は、事業者による販売目的を隠した勧誘、執拗・強引な勧誘、クーリング・

オフ妨害などの 52 項目の市長告示で指定した行為を、「不当な取引行為」として禁止しています。これに違反した事業者に対しては、条例に基づき指導又は勧告を行い、勧告に従わない場合は事業者名等の必要な情報を公表します。

本市が事業者指導を実施することにより、当該事業者だけでなく、同種の行為を行う事業者に対しての抑止力ともなり、消費者被害の未然防止を図るものです。また、あっせんにも強く影響を与え、消費者被害救済にも資するものです。

令和 5 年度は、詐欺的定期購入商法、詐欺的定期購入商法に与信する後払い決済サービス、展示会商法による着物や宝石の次々販売に対する、あわせて 5 件の是正指導と、点検商法を行うケーブルテレビ会社に対する是正勧告 1 件を実施しました。

引き続き、「あっせん」と事業者指導の密接な連携により、消費者被害の未然防止と救済に努めてまいります。

恐れ入りますが、資料 1 の 5 ページにお戻りいただきたいと存じます。「商品テストについて」でございます。

消費者センターでは消費者から持ち込まれた商品に対して、大阪府や国民生活センターと連携して各種テストを実施しておりまして、令和 5 年度につきましては、被服品、保健衛生品などに関するテストを 6 件実施いたしました。

続いて、6 ページの「消費者保護条例及び家庭用品品質表示法等に基づく調査の結果について」でございます。

6 ページから 7 ページにかけて、調査・立入検査の結果を記載させていただいておりますが、①の単位価格表示につきましては、一部表示なしの商品が 50 件、表示なしの商品が 42 件あり、是正指導を行いました。

②の過大包装基準につきましては、違反はございませんでした。

③の商品の品質表示基準につきましては、違反表示が 12 件あり、是正指導を行いました。

7 ページには各法律に基づき、立入検査の権限を持っているものにつきまして、検査結果の件数等を記載しているところでございます。

下の「調査の実施」にある表につきましては、そういった立入検査の権限までは行使せず、事業者の協力のうえで調査しているものを含んでおります。

8 ページ以降は各法律の説明となっております。

説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○松井和彦会長

ありがとうございました。

ただいま議題の（４）についてご説明をいただいたんですけれども、次の議題、（５）を、こちらについてご説明をいただいた後に委員の皆様方にはこの（４）（５）を合わせてご意見を頂戴したいというふうに思っておりますので、一旦議題の（５）市民局運営方針における重点的に取り組む主な経営課題について、こちらの方につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○姫野所長

所長の姫野です。

度重なる不手際大変申し訳ございません。

それで私の方からですね。

資料は、２－１「令和５年度市民局運営方針」及び資料２－２「令和６年度市民局運営方針」となります。

資料２－１「令和５年度市民局運営方針」にてご説明させていただきたいと思います。

市民局では毎年、重点的に取り組む主な経営課題として、多文化共生や女性活躍、地域における安心・安全等をあげ、そのうちのひとつといたしまして、経営課題４として「高齢者及び若年者の消費生活の安心の確保」を設定しております。

令和５年度運営方針ですが、課題認識としまして、消費者被害に気付きにくい高齢者や社会経験が十分でない若年者がトラブルに遭いやすい傾向になっていることをふまえ、高齢者とその支援者並びに若年者に対して、消費者被害の未然防止と知識等を身につけてもらう必要があると認識しております。次に、主な戦略として高齢者を対象とした消費者教育の推進と地域における高齢者の支援機能の向上にむけ、講座等を活用して取り組んでいくこととしております。

経営課題の進捗度合いを示す数値目標であるアウトカム指標は、高齢者に対する消費者啓

発講座におけるアンケートにおきまして「消費者被害の情報を身につけ簡単な対処方法を心得ている」及び「消費生活に関して相談できる人がいる」と回答した人がともに 95%としております。

実際の令和 5 年度の実績につきましては、「簡単な対処方法を心得ている」が 96.1%、人数で申し上げますと 796 人分の 765 人、「相談できる人がいる」が 95.3%、781 分の 744 と、ともに 95%の目標は達成しております。

こうした数値目標は、講座回数や参加人数を増やしていくとともに、消費者教育推進計画にあるように、自分自身で考え、行動する自立した消費者の育成を目指していることからアンケート結果である理解度に着目して、アウトカム指標としているところであります。

次に戦略 4－2 をご覧ください。若年者を対象とした消費者教育の推進として、学校、家庭における学習支援等の消費者教育・啓発を実施することとしており、アウトカム指標として、受講者アンケートにおいて、「基本的な知識や情報を身につけている」と回答した割合を 95%としております。

実績につきましては、94.8%、人数で申し上げますと 654 人分の 620 人と若干目標を下回っておりますが、おおむね達成しておると考えております。

次に資料 2－2「令和 6 年度市民局運営方針」をご覧ください。内容につきましては説明させていただきました 2－1「令和 5 年度の運営方針」と同じというところでありますので、引き続き、消費者教育推進計画に基づきまして、この運営方針の目標達成に向けて取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○松井和彦会長

ありがとうございました。

ただいま議題の（４）及び（５）につきまして事務局よりご説明をいただきました。

この二つの議題につきまして、委員の皆様、何かご意見ございませんでしょうか？

○松尾委員

よろしいですか？

○松井和彦会長

はい、お願いします。

○松尾委員

すみません。座ったままでいいですかね。

松尾ですけれども、特にですね、大阪市のセンターの取り組みについて、今、弁護士として全国の消費者行政が、どういうふうな活動やっているのかというのは、いろんなところに行って、各地の都道府県や市町村でのあり方っていうのをちょっと見聞きすることもあります。

それで、やはり、大阪市は、東京都と並んで、本当にこう、全国の消費者行政をリードしているような状況だなというのをすごく痛感をしておりまして、

ほとんどの全国の市町村というのは、やっぱりなかなかここまで手が回らないっていうのですかね。

行政職員さんの事業者指導と、あと相談、センターの相談員さんのいわゆるあっせん活動っていうのが、大阪市の場合は一体化して非常に機能的に、行われているところが素晴らしいと思います。

なおかつ、これをやっていくためにはですね、今日も学者の先生方がいらっしゃると思うのですけれども、法令ですね、民法だけではなくて、消費者契約法とか特定商取引法とか表示に関する法律、景品表示法、など、結構専門的な法令に関する知識がないと、正直、ここまでの活動はできないですね。

それを大阪市さんはですね、非常に相談件数も被害回復の件数もものすごく多いっていうことはよく知っておりまして、それで、私が、たまたま大阪で弁護士やっているものですから、全国で、地元である大阪の消費者行政についての報告、大阪の取り組みはこういうことをしているんだよ、ということで、論文や消費者法ニュースの原稿などで、大阪市の消費者行政の取り組みとかを報告させていただくとですね、ものすごく反響が大きくてですね、今、ごくごく当たり前のようにご報告いただいたことは、全国的に見ますと、なかなかそこまでのレベルの取り組みができていないというのが実情です。

ですので、ご意見というよりは、これから、大阪市さんの方が、全国のお手本というかモ

デルになるような、取り組みを持続していただきたい、こういう取り組みを続けるには、相談員さんも大変だし、職員の方々も大変だし、そういう人たちが、かなり高度なことをやられていて、それが、全国の市町村だけじゃなくて、弁護士会の、日本中の著名な消費者保護に関する専門家の弁護士の先生たちからも、むちゃくちゃ注目されていることをお伝えしたいと思います。

おそらく、大阪市の消費者行政に直接携わっておられる方々から見たら、自分たちの活動が、外にいる我々を含めた人たちから見て、どういう風に捉えられているのかっていうのは若干わかりにくいとは思いますがもしないですけども。

そういう状況ですので、そこを是非ご認識いただいて、こういう活動を維持して、質の高い消費者行政のための活動を続けていっていただければなと思っております。

感想というか、意見というか、はい、以上です。

○松井和彦会長

ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

○松永委員

すみません。質問よろしいですか。

運営方針の目標設定とされている、この高齢者のアンケートに対して、この割合、割合とかっていう形で出ているのですけれども、これどういった方にアンケートを、アンケートの母体は何？という形でアンケートされているんですか？

○姫野所長

はい、ありがとうございます。お答えさせていただきます。

資料1の消費者センター事業について、1ページをちょっと見ていただきたいんですけども、この真ん中ぐらいですね。

地域講座、令和5年度の実績がございまして、ここで開催実績60回、1,133人ということで、基本的には高齢者の方に対して講座が終わればアンケートの協力ということでお願い

しておるところです。

実際、先ほども申し上げましたけども、まあ800人弱ということで、ご協力もお願いしているところなのですが、なかなかちょっと全員が全員答えていただけていないという実態はありますけれども、可能な限りアンケートに協力をお願いしているところです。

取っているところは地域講座です。

○松永委員

ということは教育講座に来られるある程度関心のある方を対象にしてアンケートをとっているということですね。

○姫野所長

そうです。

○松永委員

はい、ありがとうございます。

○松井和彦会長

その他いかがでしょうか。

オンラインでご参加いただいている委員の皆様方からもよろしいでしょうか。

こちらからは全員のお顔が見えているわけではありませんので。

よろしいでしょうかね。

それでは他にご意見ありませんようですので、事務局の皆様には本日のご意見等をご参考にしていただいて引き続き円滑な業務を遂行していただきますよう、宜しくお願い致します。

それでは続きまして議題の（6）専門部会からの報告に進みたいと思います。

松井元子消費者教育部会部会長よろしくお願い致します。

○松井元子消費者教育部会部会長

松井元子です。よろしくお願い致します。

消費者教育部会では大阪市長より諮問されました、消費者教育推進計画第2期の策定にあたりまして、本年2月20日の第64回消費者保護審議会の審議の後、5月21日及び7月18日に当部会を開催いたし、審議・調査を実施してまいりました。

詳細につきましては後の議題（7）でご報告させていただきます。

よろしくお願いします。

○松井和彦会長

ありがとうございました。

それでは次の議題に進ませていただきたいと思います。

次の議題（7）大阪市消費者教育推進計画についてでございますが、こちらは、非公開で行う予定をしておりますので、今傍聴者の方いらっしゃるのかもしれませんが、先に（8）その他の議題を先に済ませてから（7）に戻りたいというふうに思います。

それでは（8）について、事務局の方からお願いいたします。

○木田副所長

副所長の木田でございます。

それでは事務局の方から（8）その他の議論につきましては、予定はございません。

もし委員の皆様からこの場で何かありましたらですね。おっしゃっていただきたいと思います。

何かありますでしょうか？

特になさうでしたら、なしということで進めていただきますようお願いいたします。

○松井和彦会長

それでは、その他の議題がないようですので、議題の（7）の方に戻りたいと思います。

議題の（7）大阪市消費者教育推進計画こちらの方に入ってまいりたいと思います。

この議題につきましては非公開で行いたいと存じます。

最初、傍聴者の方いらっしゃったようですが、現在おられないということですが、非公開で行いますのでよろしくお願い致します。

それでは初めに事務局からご説明をいただきたいと思います。

委員の皆様方にお配りにしております資料につきましては、取り扱いに十分ご留意いただきますようお願いいたします。

(以降、議題(7)「大阪市消費者教育推進計画について」は、会議非公開のため、議事録掲載しない)

○松井和彦会長

それでは、ほか本日のところはないようですので、それでは本日の議題につきましては以上ですべて終了いたしましたので、私から簡単にですが締めくくらせていただきます。

本日は今、ご審議いただきました大阪市消費者教育推進計画の第2期、これの審議が中心と言いますか、非常に大きな議題だったわけでありますが、これは先ほど来からご紹介があったとおり、1期のものを踏まえて、それを基本的に引き継ぎつつ、バージョンアップするということで、もう一度年末に審議会で、審議をして消費者教育推進計画2期策定にまでいくとあります。

バージョンアップされた中で、まさにタイムリーだなと感じたのは、災害が及ぼす影響というところでありまして、今まさにスーパーマーケットの店頭からお米がなくなったり、あるいはミネラルウォーターがなくなりもしないけれども、非常に品薄になったりというような、私の身の回りでも、本当に起こっていて、実感できる事象としてありますが、ニュースなんかを見ていると必ずしも日本国内に米が足りないとかミネラルウォーターがないということではないそうで、いろんな地震があったり、台風が来たりといった災害が増えている中で、備蓄として、私も消費者の一人ではありますけれども、少しずつ多めに、なんと言いますか買い溜めをした結果がどうもこうなっているようでありまして、そういったことももちろんこれまでと同様にその備えることは必要ですよという情報発信はもちろん大事なのですが、やはり何事も適量が大切ということで度を超すとこうなってしまうということもまた、消費者教育という中では、ちょっと今とは逆の情報発信をしそうでなかなか舵取りが難しいところではありますが、やはり今回のを見ておりますと、そういったことも必要なのかなということを思いました。ニュースを見ていて米が足りないなんて話を聞いたことなかったというか、去年そんな不作だっという話は知らないけどなと思ったら、やっぱり

別に不足ではないとかいう話で、ああそうなんだということを非常に実感いたしまして、そういうニュースに接しながら、今回のこれを拝見しておりますと確かにこういうことは非常に重要なんだなということを実感した次第です。

すみません、すごく雑駁などうでもいい感想で申し訳ありませんでした。

それでは私から以上です。

○司会

松井会長ありがとうございました。

冒頭より機材の不調申し訳ございませんでした。

それでは最後に地域安全担当部長の宮崎よりご挨拶申し上げます。

○宮崎地域安全担当部長

地域安全担当部長の宮崎でございます。

本日は長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。

また、改めてでございますが、私どもの不手際で委員の皆様方に多大なるご迷惑をおかけしたことを改めてお詫びします。

どうも申し訳ございませんでした。

お願いでございますが、本日は大阪市消費者保護推進計画第2期の素案についてご説明させていただいたところでございますが、内容が細部にわたりますので、改めてご覧いただきまして、ご意見とかご質問等がございましたら、メール等で事務局にいただけたら大変ありがたいと思いますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

私どもといたしましても、引き続き消費者保護・教育の行政の取り組みを進めてまいりますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

次回第66回消費者保護審議会につきましては、12月の開催を予定しております。

また、日程等につきまして、事務局からご連絡いたしますので、ご出席をお願いいたします。それでは長時間になりましたけれども、これをもちまして、第65回消費者保護審議会を閉会いたします。

本日は長時間どうもありがとうございました。

(終了)